

最低賃金大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書（案）

「最低賃金」は、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で大変重要な役割を担っている。最低賃金を大幅に引き上げることは、労働力の「質」を高め、企業の生産性を向上させ、地域経済が活性化される。

現在、労働者の4割近く、若者と女性に至っては半数以上が非正規労働者という実態にあり、フルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況が急速に拡大している。経済的自立や結婚もおぼつかない状況は、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹も揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になる。

本県の最低賃金は、昨年10月に時間給749円へ改訂された。これは、全国平均時間給（現在764円）を5年連続下回っており、通常労働者と同じ時間数働いた場合、月額116,095円（7時間45分×20日）と著しく低いものである。

そこで、国においては、最低賃金の趣旨を踏まえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること。最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、中小企業と大企業が公正に取引できるようルールを確立することを求める。

2010年、政労使の雇用戦略対話によって、最低賃金は「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指すこと」が合意された。このことを踏まえた審議を求める。

よって、次の事項を実現させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 国は、最低賃金について、雇用戦略対話の合意に沿った引き上げを図ること。
- 2 国は、中小企業への支援策を拡充し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

平成26年7月2日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

殿

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革）